

健康保険証は、令和6年12月2日に廃止されます

医療機関等の
受診は

マイナ保険証で!!



現行の健康保険証は令和6年12月2日に廃止され、同日以降を交付日とする健康保険証の新規・再発行は行われません。マイナンバーカードを取得していない方、健康保険証利用の申込手続きがお済みでない方は、すみやかに申請・登録を行いましょう。

※マイナ保険証とは健康保険証の利用登録が完了しているマイナンバーカードを指します。

マイナ保険証のメリット



データに基づく適切な診断や処方が可能!

※本人が同意した場合のみ

- ◎特定健診や診療情報を医師と共有でき、重複検査などのリスクを減少できる
- ◎薬剤情報を医師や薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与などのリスクを減少できる
- ◎旅行先や災害時などでも、薬の情報等が連携される

各種手続きも簡単・便利に!

- ◎転職・転居などによる保険証の切替や更新が不要に
※保険者が変わる場合は手続きが必要
- ◎手続きなしで、高額な窓口負担が不要に
- ◎マイナポータル(*)で、過去の健診・薬剤の処方・医療費の閲覧や医療費控除の手続きができる
(*) 政府が運営するオンラインサービスで、行政へのオンライン申請等もできる自分専用サイト

マイナ保険証の申請はカンタン

マイナンバーカードを保険証として使用するには申し込みが必要です。

●スマホから

- STEP 1** 「マイナポータル」アプリをインストールし、起動する
- STEP 2** 「登録・ログイン」をタップする
- STEP 3** 暗証番号を入力する
- STEP 4** スマホ背面上部をマイナンバーカードとあわせて、「読み取り開始」ボタンをタップする
- STEP 5** ログインが完了するとウェブサイトがひらく



●医療機関・薬局の 顔認証付カードリーダー

受診時に申込OK



●セブン銀行ATM



マイナンバーカードをかざし、4桁の暗証番号を入力

マイナ保険証がないと保険診療が 受けられなくなるの?



健康保険証廃止後、発行済みの健康保険証を最大1年間（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）使用できる経過措置が設けられています。

オンライン資格確認を受けることができない方には、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された「資格確認書」を交付する予定です。「資格確認書」があれば、当分の間、これまでどおり保険診療を受けることができます。

(資格確認書の交付対象者)

当分の間、下記の方については本人の申請によらず健保組合などの各保険者が交付します。

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方
- ・マイナ保険証の利用登録解除を申請した方、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方、マイナンバーカードを返納した方 等

(資格確認書の有効期間) 5年以内で各保険者が設定します。

(資格確認書のサイズ、材質)

サイズはカード型、はがき型、A4型から、材質は紙かプラスチックから、各保険者が選択します。

マイナンバーカードに関するお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

平日 9時30分～20時 土日祝 9時30分～17時30分(年末年始を除く)

紛失・盗難などによる一時利用停止は24時間365日受付



★マイナンバーカードの
申請はこちらから

地方公共団体
情報システム機構



★マイナンバーカードの
健康保険証利用について

厚生労働省

